

資料（調查票）

男女が平等に人として尊重される「ふるさと岐阜」をつくり上げるために 男女共同参画に関する県民意識調査

平成24年8月
岐阜県

《調査ご協力のお願い》

日頃から県政の推進につきまして、ご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。県では、男女が平等に人として尊重され、ともにいきいきと暮らせる社会づくりを目指しています。

この調査は、県民の皆様に男女共同参画に関するお考えやご意見などをお伺いし、「岐阜県男女共同参画計画（第2次）」の改定や今後の施策推進の基礎資料とする目的に実施する大切な調査です。ご回答いただく方は、県内に居住する満20歳以上70歳未満の方2,000人（男女各1,000人）を無作為に選ばせていただきました。

この調査票は無記名でご回答いただき、記入された内容は、すべて統計的な数値として処理するため、あなたのご回答やご意見が外部にもれたり、本調査以外の目的に使用することは一切ございませんので、率直なご意見をお聞かせください。

お忙しいところ大変恐縮ですが、調査の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

《ご記入にあたってのお願い》

- ・封筒のあて名の方ご本人が回答してください。ご本人によるご回答が困難な方は、ご家族などのご協力により回答してください。
- ・回答は、該当する番号に○を付けてください。なお、「その他」を選ばれた場合は、番号に○を付けるとともに、（　　）内に具体的な内容を記入してください。
- ・設問によっては、回答していただく方が限られる場合がありますので、説明にしたがって回答してください。

《調査票の返送方法について》

- ・お手数ですが、記入していただいた調査票は、無記名のまま同封の返信用封筒に入れ、平成24年8月24日（金）までに投函してください（切手は不要です。）。

※本調査について、ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

岐阜県 環境生活部 男女参画青少年課 男女共同参画係
〒500-8570 岐阜市薮田南2-1-1
電話：058-272-8236（直通）
FAX：058-278-2611

はじめに

調査を統計的に分析するために、あなたご自身のことについておたずねします。
該当する番号に○を付けてください。

① あなたの性別は、

- | | |
|-------|-------|
| 1. 男性 | 2. 女性 |
|-------|-------|

② あなたの年齢は、

- | | | |
|------------|------------|------------|
| 1. 20歳～29歳 | 2. 30歳～39歳 | 3. 40歳～49歳 |
| 4. 50歳～59歳 | 5. 60歳～69歳 | |

(平成24年8月1日現在の満年齢でお答えください。)

③ あなたの職業は、次のどれにあたりますか。

(1～13のうち1つに○を付けてください。)

※出産休暇や育児休業中の方も、働いているものとお考えください。

自 営 業 者	1. 農・林・漁業 2. 商工・サービス業（各種卸・小売店、飲食店等サービス業） 3. 自由業（開業医、弁護士等）
---------	---

家 族 従 業 員	4. 農・林・漁業 5. 商工・サービス業（各種卸・小売店、飲食店等サービス業） 6. 自由業（開業医、弁護士等）
-----------	---

雇 用 者	7. 管理職 8. 専門技術職 9. 事務職 10. 労務職	→	その仕事は	1. 常勤（フルタイム） 2. パートタイム （パートやアルバイト） 3. その他（ ）
-------	---	---	-------	---

※7～10にあたる場合は、右の欄の1～3のうち1つに○を付けてください。

無 職	11. 主婦・主夫 12. 学生 13. その他の無職
-----	-----------------------------------

- ④ あなたには配偶者がいますか。（婚姻届を出していない事実婚を含む。）
 （1～4のうち1つに○を付けてください。）

1. 未婚	2. 配偶者あり	3. 配偶者と離別	4. 配偶者と死別
-------	----------	-----------	-----------

次の⑤は、④で「2. 配偶者あり」に○を付けた方のみお答えください。

- ⑤ あなたの配偶者の職業は、次のどれにあたりますか。
 （1～13のうち1つに○を付けてください。）
 ※配偶者が出産休暇や育児休業中の方も、働いているものとお考えください。

自 営 業 者	1. 農・林・漁業 2. 商工・サービス業（各種卸・小売店、飲食店等サービス業） 3. 自由業（開業医、弁護士等）
---------	---

家族従業員	4. 農・林・漁業 5. 商工・サービス業（各種卸・小売店、飲食店等サービス業） 6. 自由業（開業医、弁護士等）
-------	---

雇 用 者	7. 管理職 8. 専門技術職 9. 事務職 10. 労務職	→	その仕事は	1. 常勤（フルタイム） 2. パートタイム （パートやアルバイト） 3. その他（ ）

※7～10にあたる場合は、右の欄の1～3のうち1つに○を付けてください。

無 職	11. 主婦・主夫 12. 学生 13. その他の無職
-----	-----------------------------------

次の質問からは、すべての方がお答えください。

- ⑥ あなたの家族構成は、

1. 単身世帯（ひとり暮らし）※単身赴任は除く 3. 2世代世帯（親と子） 5. その他の世帯（ ）	2. 1世代世帯（夫婦のみ） 4. 3世代世帯（親と子と孫）
--	-----------------------------------

⑦ あなたには、同居しているお子さんがいますか。

- | | |
|-------|--------|
| 1. いる | 2. いない |
|-------|--------|

次の⑧は、⑦で「1. いる」に○を付けた方のみお答えください。

⑧ あなたの^お子さんは次のどれにあたりますか。該当する番号すべてに○を付けてください。

- | | | | |
|---------|--------|-------------|--------|
| 1. 未就学児 | 2. 小学生 | 3. 中学生以上の学生 | 4. その他 |
|---------|--------|-------------|--------|

次の⑨は、すべての方がお答えください。

⑨ あなたの^お住まいの地域は、

- | |
|---|
| 1. 岐阜地域
(岐阜市、羽島市、各務原市、山県市、瑞穂市、本巣市、羽島郡、本巣郡) |
| 2. 西濃地域
(大垣市、海津市、不破郡、養老郡、安八郡、揖斐郡) |
| 3. 中濃地域
(閔市、美濃市、美濃加茂市、可児市、郡上市、加茂郡、可児郡) |
| 4. 東濃地域
(多治見市、瑞浪市、土岐市、中津川市、恵那市) |
| 5. 飛騨地域
(高山市、飛騨市、下呂市、大野郡) |

※ 引き続き、次のページからの「男女共同参画」に関する質問にご協力ください。

I 男女平等に関する意識についておたずねします。

問1 次にあげる8つの分野で、男女の地位は平等になっていると思いますか。
AからHまで、それぞれ該当する番号（1～6）1つに○を付けてください。

	男性の方が非常に優遇されている	どちらかといえば男性の方が優遇されている	平等である	どちらかといえば女性の方が優遇されている	女性の方が非常に優遇されている	わからない
A 家庭生活	1	2	3	4	5	6
B 職場	1	2	3	4	5	6
C 地域活動の場	1	2	3	4	5	6
D 学校教育の場	1	2	3	4	5	6
E 法律や制度の上	1	2	3	4	5	6
F 社会通念・慣習・しきたり	1	2	3	4	5	6
G 政治の場	1	2	3	4	5	6
H 社会全体として	1	2	3	4	5	6

問2 今後、男女が社会のあらゆる分野でもっと平等になるためには、どのようなことが重要だと思いますか。該当する番号1つに○を付けてください。

- | |
|---|
| 1. 法律や制度の上での見直しを行い、性差別につながるもの改めること |
| 2. 女性を取り巻く様々な偏見、固定的な社会通念・習慣・しきたり改めること |
| 3. 女性自身が経済力をつけたり、知識・技術を習得するなど、積極的に力の向上を図ること |
| 4. 女性の就業、社会参加を支援する施設やサービスの充実を図ること |
| 5. 労働時間を短縮するなど、男女が家事や家庭責任を分担できる働き方を確保すること |
| 6. 行政や企業などの重要な役職に一定の割合で女性を登用する制度採用・充実すること |
| 7. その他（ ） |
| 8. わからない |

問3 次にあげるAからNまでの言葉のうち、その内容について、知っているものは1に、内容は知らないが聞いたことがあるものは2に、知らないものは3に○を付けてください。

	内容を 知っている	内容は知らな いが、聞いた ことはある	知らない
A 男女共同参画社会	1	2	3
B ポジティブ・アクション (積極的改善措置)	1	2	3
C ジェンダー (社会的・文化的につくられた性別)	1	2	3
D ドメスティック・バイオレンス (DV: 配偶者・パートナーからの暴力)	1	2	3
E 内閣府男女共同参画局	1	2	3
F 男女共同参画社会基本法	1	2	3
G 岐阜県男女が平等に人として尊重される 男女共同参画社会づくり条例	1	2	3
H 岐阜県男女共同参画計画	1	2	3
I 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保 護に関する法律(配偶者暴力防止法)	1	2	3
J 岐阜県配偶者からの暴力の防止及び被害 者の保護に関する基本計画	1	2	3
K 女子差別撤廃条約	1	2	3
L 雇用の分野における男女の均等な機会及 び待遇の確保等に関する法律 (男女雇用機会均等法)	1	2	3
M 育児休業、介護休業等育児又は家族介護 を行う労働者の福祉に関する法律 (育児・介護休業法)	1	2	3
N ワーク・ライフ・バランス (仕事と生活の調和)	1	2	3

問4 「男は仕事、女は家庭」に代表されるように、性別によって男女の役割を決めるような考え方についてどのように思いますか。該当する番号1つに○を付けてください。

- | |
|-----------------------------------|
| 1. 「男は仕事、女は家庭」がよい |
| 2. 男女とも仕事をするが、家事・育児・介護は女性の役割である |
| 3. 男女とも仕事をし、家事・育児・介護の役割も分かれ合うのがよい |
| 4. 「女は仕事、男は家庭」がよい |
| 5. その他 () |

II 家庭生活・結婚・家庭観についておたずねします。

問5 結婚、家庭、離婚について、あなたのご意見を伺います。

AからEまで、それぞれ該当する番号(1~5)1つに○を付けてください。

	賛成	どちらかといえば賛成	どちらかといえば反対	反対	わからない
《結婚について》 A 結婚は個人の自由であるから、結婚しても、しなくてもよい	1	2	3	4	5
《家庭について》 B 夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである	1	2	3	4	5
C 女性は結婚したら、自分自身のことより、夫や子どもなど家族を中心に考えて生活する方がよい	1	2	3	4	5
D 結婚しても、必ずしも子どもを持つ必要はない	1	2	3	4	5
《離婚について》 E 結婚したら、離婚してはいけない	1	2	3	4	5

次の問6は、配偶者がいる方（婚姻届を出していない事実婚を含む。）のみお答えください。

問6 あなたの家庭では、次の家事を主に誰が分担していますか。

AからHまで、それぞれ該当する番号（1～7）1つに○を付けてください。

	夫	妻	夫婦平等	子ども	家族全員	その他の人	該当なし
A 掃除	1	2	3	4	5	6	/
B 洗濯	1	2	3	4	5	6	/
C 食事のしたく	1	2	3	4	5	6	/
D 食事の後かたづけ	1	2	3	4	5	6	/
E 子どもの世話、教育・しつけ	1	2	3	4	5	6	7
F 高齢者等の介護	1	2	3	4	5	6	7
G 家計の管理	1	2	3	4	5	6	/
H その他（ ）	1	2	3	4	5	6	/

次の問7は、現在、職業に就いている方のみお答えください。

問7 あなたが家事・育児・介護に携わる時間は、一日あたりどれくらいですか。

勤務日と勤務日以外の日について、それぞれ該当する番号（1～6）1つに○を付けてください。

	全くなし	30分未満	30分～1時間未満	1時間～3時間未満	3時間～5時間未満	5時間以上
①勤務日	1	2	3	4	5	6
②勤務日以外の日	1	2	3	4	5	6

III 就労・働き方についておたずねします。

次の問8は、すべての方がお答えください。

問8 あなたの現在の状況は、次のどれに当てはまりますか。該当する番号1つに○を付けてください。

- | |
|-------------------------------|
| 1. 家庭生活や地域活動よりも、仕事に専念している |
| 2. 家庭生活や地域活動にも携わるが、仕事を優先させている |
| 3. 家庭生活や地域活動と、仕事を同じように両立させている |
| 4. 仕事にも携わるが、家庭生活や地域活動を優先させている |
| 5. 仕事よりも、家庭生活や地域活動に専念している |
| 6. わからない |

次の問9は、現在、職業に就いている方のみお答えください。

問9 あなたが働いているのは、どのような理由からですか。該当する番号すべてに○を付けてください。

- | | |
|--------------------|---------------------|
| 1. 生計を維持するため | 2. 家計を補助するため |
| 3. 住宅ローンなど借金返済のため | 4. 子の教育資金を得るため |
| 5. 将来に備えての貯蓄のため | 6. 自分で自由に使えるお金を得るため |
| 7. 生き甲斐を得るため | 8. 自分の能力や資格を活かすため |
| 9. 視野を広げたり、友人を得るため | 10. 社会に貢献するため |
| 11. 仕事が好きだから | 12. 働くことは当然のことだから |
| 13. 時間に余裕があるから | 14. 家業であるから |
| 15. その他() | 16. わからない |

次の問10は、現在、職業に就いていない方のみお答えください。

問10 あなたが働いていないのは、どのような理由からですか。該当する番号すべてに○を付けてください。

1. 経済的に働く必要がないから	2. 他にやりたいことがあるから
3. 家庭にいるのが当たり前だから	4. 家事負担が大きいから
5. 子育てのため	6. 健康上の理由から
7. 希望の職が見つからないから	8. 家族が働くことを望まないから
9. 家族の介護のため	10. 在学中
11. 高齢だから	12. 働くことに向いていない（嫌い）
13. 働きたいけれど、何をしたら良いのか分からず	
14. その他 ()	15. わからない

次の問11からは、すべての方がお答えください。

問11 一般的に女性が職業に就くことについて、あなたはどうお考えですか。該当する番号1つに○を付けてください。

1. 女性は職業に就かない方がよい
2. 結婚するまでは、職業に就く方がよい
3. 子どもができるまでは、職業に就く方がよい
4. 子どもができても、ずっと職業を続ける方がよい
5. 子どもができたら職業をやめ、大きくなったら再び職業に就く方がよい
6. その他 ()
7. わからない

問12 今後、男性が女性とともに、家事、子育て、介護、地域での活動に積極的に参加していくためには、どのようなことが必要だと思いますか。該当する番号すべてに○を付けてください。

- | |
|--|
| 1. 男性が家事などに参加することに対する男性自身の抵抗感をなくすこと |
| 2. 男性が家事などに参加することに対する女性の抵抗感をなくすこと |
| 3. 夫婦や家族間のコミュニケーションを良く図ること |
| 4. 年長者やまわりの人が、夫婦の役割分担等について、当事者の考え方を尊重すること |
| 5. 社会の中で、男性による家事、子育て、介護、地域での活動について、その評価を高めること |
| 6. 労働時間の短縮や休暇を取りやすい環境を整備することで、仕事以外の時間をより多く持てるようにすること |
| 7. 在宅勤務やフレックスタイム制度など、柔軟な働き方が可能になること |
| 8. 男性が子育てや介護、地域での活動を行うための、仲間づくりを進めること |
| 9. 仕事と家庭や地域でのその他の活動との両立などの問題について、男性が相談しやすい窓口があること |
| 10. その他 () |
| 11. 特に必要なことはない |

問13 それぞれの家庭において、男女が共に「仕事と家庭を両立」をするためには、どのような条件の整備が必要だと思いますか。該当する番号3つに○を付けてください。

- | |
|-------------------------------------|
| 1. 年間労働時間を短縮することや、休暇の取りやすい職場環境づくり |
| 2. 柔軟な勤務形態の導入（フレックスタイム制、在宅勤務） |
| 3. 代替要員の確保など、育児や介護休業制度を利用できる職場環境づくり |
| 4. 出産や介護等で退職した場合の再雇用制度の導入 |
| 5. パートタイマーなどの労働条件の改善 |
| 6. 所得税の配偶者特別控除など税制の見直し |
| 7. 男女間の賃金格差をなくす |
| 8. 育児・介護休暇中の賃金、その他の経済的給付の充実 |
| 9. 保育や介護の施設・サービスの拡充 |
| 10. 企業経営者の意識改革 |
| 11. 働き続けることに対する家族や周囲の理解と協力 |
| 12. その他 () |

IV ドメスティック・バイオレンス (DV: 配偶者・パートナーからの暴力)
など、人権への配慮についておたずねします。

次の問14は、配偶者がいる方のみお答えください。

(ここでの「配偶者」には、婚姻届を出していない事実婚や別居中の夫婦、元配偶者も含みます。
以下、問15までは同様とします。)

問14 あなたはこれまでに、配偶者から次のようなことをされたことがありますか。
AからCまで、それぞれ該当する番号（1～3）1つに○を付けてください。

	1、2度 あった	何度も あった	まったく ない
A なぐったり、けったり、物を投げつけたり、突き飛ばしたりするなどの身体に対する暴行を受けた	1	2	3
B 人格を否定するような暴言や交友関係を細かく監視するなどの精神的な嫌がらせを受けた、あるいは、あなた若しくはあなたの家族に危害が加えられるのではないかと恐怖を感じるような脅迫を受けた	1	2	3
C いやがっているのに性的な行為を強要された	1	2	3

1つでも該当があれば、
問14-1へ

↓
問15へ

次の問14-1は、問14で、1又は2に○をつけた方のみお答えください。

問14-1 では、この1年とこの2～5年については、どうでしたか。

AからCまで、それぞれ該当する番号（1～3）すべてに○を付けてください。

	この1 年にあ つた	この2 ～5年 にあつ た	5年以内 にはなか った
A なぐったり、けったり、物を投げつけたり、突き飛ばしたりするなどの身体に対する暴行を受けた	1	2	3
B 人格を否定するような暴言や交友関係を細かく監視するなどの精神的な嫌がらせを受けた、あるいは、あなた若しくはあなたの家族に危害が加えられるのではないかと恐怖を感じるような脅迫を受けた	1	2	3
C いやがっているのに性的な行為を強要された	1	2	3

1つでも該当があれば、
問14-2へ

↓
問15へ

次の問14-2は、問14-1で、1又は2に○をつけた方のみお答えください。

問14-2 あなたはこの5年の間に、配偶者から受けたそのような行為について、誰かに打ち明けたり、相談したりしましたか。該当する番号1つに○を付けてください。

1. 相談した	相談先をすべて書いてください。 ()
2. 相談しなかった	相談しなかった理由はなんですか。 該当する記号すべてに○を付けてください。 a. どこ(誰)に相談してよいのかわからなかったから b. 恥ずかしくて誰にも言えなかったから c. 相談してもむだだと思ったから d. 相談したことがわかると、仕返しを受けたり、もっとひどい暴力を受けると思ったから e. 加害者に「誰にも言うな」とおどされたから f. 相談相手の言動によって不快な思いをさせられると思ったから g. 自分さえ我慢すれば、なんとかこのままやっていけると思ったから h. 世間体が悪いから i. 他人を巻き込みたくないから j. 他人に知られると、これまでどおりのつき合い(仕事や学校などの人間関係)ができなくなると思ったから k. そのことについて思い出したくなかったから l. 自分にも悪いところがあると思ったから m. 相手の行為は愛情の表現だと思ったから n. 相談するほどのことではないと思ったから o. その他 ()
3. その他 ()	

この問15は、結婚の経験の有無に関わらず、すべての方がお答えください。

(「結婚」には、婚姻届を出していない事実婚を含みます。以下、問15-2までは同様とします。)

問15 あなたには交際相手がいますか、又はいましたか。該当する番号1つに○を付けてください。aに該当する方は、aに○を付けてください。

結婚している方、結婚したことのある方については、後に配偶者となった相手以外についてお答えください。

1. 交際相手がいた (いる)	} 問 15-1 へ
a. うち、10歳代又は20歳代に交際相手がいた	
2. 交際相手はいなかった (いない)	→ 問 16 へ

次の問15-1は、問15で、「1. 交際相手がいた（いる）」に○をつけた方のみお答えください。

問15-1 あなたは、交際相手から次のようなことをされたことがありますか。

AからCまで、それぞれ該当する番号（1～4）すべてに○を付けてください。

	10歳代に あった	20歳代に あった	30歳代 以上に あった	なかっ た
A なぐったり、けったり、物を投げつけたり、突き飛ばしたりするなどの身体に対する暴行を受けた	1	2	3	4
B 人格を否定するような暴言や交友関係を細かく監視するなどの精神的な嫌がらせを受けた、あるいは、あなた若しくはあなたの家族に危害が加えられるのではないかと恐怖を感じるような脅迫を受けた	1	2	3	4
C いやがっているのに性的な行為を強要された	1	2	3	4

1つでも該当があれば
問15-2へ

↓
問16へ

次の問15-2は、問15-1で、1から3に○をつけた方のみお答えください。

問15-2 あなたは、交際相手から受けたそのような行為について、誰かに打ち明けたり、相談したりしましたか。該当する番号1つに○を付けてください。

1. 相談した	相談先をすべて書いてください。 ()
2. 相談しなかった	相談しなかった理由はなんですか。 該当する記号すべてに○を付けてください。 <ul style="list-style-type: none"> a. どこ(誰)に相談してよいのかわからなかったから b. 恥ずかしくて誰にも言えなかったから c. 相談してもむだだと思ったから d. 相談したことがわかると、仕返しを受けたり、もっとひどい暴力を受けると思ったから e. 加害者に「誰にも言うな」とおどされたから f. 相談相手の言動によって不快な思いをさせられると思ったから g. 自分さえ我慢すれば、なんとかこのままやっていけると思ったから h. 世間体が悪いから i. 他人を巻き込みたくないから j. 他人に知られると、これまでどおりのつき合い（仕事や学校などの人間関係）ができなくなると思ったから k. そのことについて思い出したくなかったから l. 自分にも悪いところがあると思ったから m. 相手の行為は愛情の表現だと思ったから n. 相談するほどのことではないと思ったから o. その他 ()
3. その他 ()	

次の問16は、すべての方がお答えください。

問16 セクシュアル・ハラスメント（セクハラ：性的嫌がらせ）に関して、あなたは経験したり、見聞きしたことがありますか。該当する番号1つに○を付けてください。

- | | |
|--------------------------|--------|
| 1. セクハラを受けたことがある | 問16-1へ |
| 2. 身近にセクハラを受けた当事者がいる | |
| 3. セクハラをしたことがある | |
| 4. 経験はないが、知識としては知っている | 問17へ |
| 5. 経験はないが、言葉としては聞いたことがある | |
| 6. 言葉自体を聞いたことがない | |

次の問16-1と問16-2は、問16で、1又は2に○をつけた方のみお答えください。

問16-1 セクハラを受けたのはいつ頃ですか。該当する番号すべてに○を付けてください。

- | | | |
|-------------|---------------|--------------|
| 1. この1年にあった | 2. この2~5年にあった | 3. 5年以上前にあった |
|-------------|---------------|--------------|

次の問16-2は、問16-1に答えた方のみお答えください。

問16-2 その時、あなたは誰かに相談しましたか。該当する番号1つに○を付けてください。

1. 相談した	相談先を <u>すべて</u> 書いてください。 ()
2. 相談しなかった	相談しなかった理由はなんですか。 該当する記号 <u>すべて</u> に○を付けてください。 a. どこ(誰)に相談してよいのかわからなかったから b. 恥ずかしくて誰にも言えなかったから c. 相談してもむだだと思ったから d. 相談したことがわかると、仕返しを受けたり、もっとひどい暴力を受けると思ったから e. 加害者に「誰にも言うな」とおどされたから f. 相談相手の言動によって不快な思いをさせられると思ったから g. 自分さえ我慢すれば、なんとかこのままやっていけると思ったから h. 世間体が悪いから i. 他人を巻き込みたくないから j. 他人に知られると、これまでどおりのつき合い(仕事や学校などの人間関係)ができなくなると思ったから k. そのことについて思い出したくなかったから l. 自分にも悪いところがあると思ったから m. 相手の行為は愛情の表現だと思ったから n. 相談するほどのことではないと思ったから o. その他 ()
3. その他 ()	

次の問17からは、すべての方がお答えください。

問17 ドメスティック・バイオレンス（DV：配偶者・パートナーからの暴力）、セクシュアル・ハラスメント（セクハラ：性的嫌がらせ）等の行為が社会問題となっていますが、これらの行為をなくすためには、どうしたらよいと思いますか。該当する番号すべてに○を付けてください。

- | |
|--|
| 1. 男性に対して、ドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメントについての意識啓発を行う |
| 2. 女性に対して、ドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメントについての意識啓発を行う |
| 3. 法律・制度の制定や見直しを行う（罰則の強化など） |
| 4. 犯罪の取り締まりを強化する |
| 5. 過激な内容のビデオ、ゲーム等の販売や貸出しを禁止又は制限する |
| 6. 被害者を支援し、暴力に反対する住民運動を盛り上げる |
| 7. 被害者のための相談窓口、保護施設を整備する |
| 8. 加害者に対するカウンセリングや更生を促すプログラムを実施する |
| 9. 放送、出版、新聞などのマス・メディアが倫理規定を強化する |
| 10. 家庭や学校において、男女平等や性についての教育を充実させる |
| 11. その他（
） |

V 社会参画についておたずねします。

問18 女性の社会進出は進みつつありますが、町内会や自治会の長、審議会委員や議員等には、まだ、女性が就くことが少ないので現状です。このように、企画や方針決定過程への女性の参画が少ない理由は何だと思いますか。該当する番号3つに○を付けてください。

- | |
|-------------------------------|
| 1. 男性優位の組織運営 |
| 2. 家族の支援・協力が得られない |
| 3. 女性の能力開発の機会が不十分 |
| 4. 女性活動を支援する人的ネットワーク不足 |
| 5. 家庭・職場・地域における性別役割分担や性差別の意識 |
| 6. 女性の側の積極性が十分でない |
| 7. 女性の参画を積極的に進めようと意識している人が少ない |
| 8. 制度や税制などの社会のしきみが女性に不利にできている |
| 9. その他 () |

問19 女性の社会進出があまり進んでいない分野へ女性の進出を進めていくためには、どのようなことが必要だと思いますか。該当する番号3つに○を付けてください。

- | |
|--|
| 1. 政党が、選挙の候補者に一定の割合で女性を含めるようにする |
| 2. 企業が自主的に、女性社員の採用や管理職への登用、教育訓練などに目標を設けて取組を進める |
| 3. 国や地方公共団体が、女性を積極的に活用する企業などに助成を行ったり、税を軽減したりする |
| 4. 理工系学部など女性の進学が少ない大学の学部への進学を促すための取組を進める |
| 5. あらゆる専門分野において女性の研究者が増える取組を進める |
| 6. その他 () |

VII 県の男女共同参画社会づくりの推進施策についておたずねします。

問20 「男女共同参画社会」を形成していくために、今後、県や市町村はどのようなことに力を入れていくべきだと思いますか。該当する番号すべてに○を付けてください。

- | |
|---|
| 1. 男女共同参画に関する幅広い情報の提供を行う |
| 2. 男性に対して、慣習の見直しなどの意識啓発を行う |
| 3. 女性に対して、慣習の見直しなどの意識啓発を行う |
| 4. 講演会、シンポジウム、フォーラム等の開催により意識啓発を行う |
| 5. 調査・研究機能を強化する |
| 6. 男女共同参画推進のための拠点や相談窓口の機能を充実させる |
| 7. 地域での自主的活動やボランティア活動を支援する |
| 8. 男女が共に家事・子育て・介護を行うための施策を推進する |
| 9. 学校教育や生涯教育の場で男女の平等と相互理解・協力についての学習を充実させる |
| 10. 保育の施設・サービスや、高齢者や病人の施設や介護サービスを充実させる |
| 11. 職業能力の開発や、職業訓練機会の充実を図る |
| 12. 法律や制度面での見直しを行う |
| 13. 女性を政策決定の場に積極的に登用する |
| 14. 女性に対する暴力を根絶するための施策を推進する |
| 15. 男女の身体的特質に配慮した健康づくりを推進する |
| 16. その他（
） |
| 17. 特にない |

最後になりましたが、男女共同参画社会の実現などについて、ご意見やご要望などがございましたら、ご自由に記入してください。

調査にご協力いただき、本当にありがとうございました。

お手数ですが、記入していただいた調査票は、無記名のまま同封の返信用封筒に入れ、平成24年8月24日（金）までに投函してください（切手は不要です。）。

男女共同参画に関する県民意識調査
報 告 書

平成25年1月

岐阜県環境生活部男女参画青少年課

〒500-8570 岐阜市薮田南2-1-1
TEL : 058-272-1111 (内線2424)
FAX : 058-278-2611